

回答については、質問時の基準に沿って回答しておりますので、現時点とは異なっている場合もございます。

#### Q - 25 (感染性廃棄物、マニュアル)

夜間での感染性廃棄物管理についてお教え下さい。

病院機能評価における第4領域の手術・麻酔部門での、「病院感染を軽減させる具体的な感染対策がとられているか」の小項目で「感染性廃棄物が安全に分別処理されている」部分の解説では、「夜間などに感染性廃棄物をオペ室や準備室に放置することは望ましくない」とあります。当院では、手術終了時間が午後9時を過ぎることがあります。施設の構造上、感染性廃棄物の一時保管場所は別棟に存在するため、夜間の廃棄物の移動は入院患者への騒音の配慮などから、オペ終了後の感染性廃棄物は、翌朝までオペ準備室に一時保管し、翌朝に別棟の保管場所へ搬送しています。

オペ準備室は施錠もされますし、感染性廃棄物としてきちんと分別し露出もしておりませんので、管理上問題は無いと考え、そのような対応を行ってきたのですが、実際、夜間における感染性廃棄物の管理はどのようにすべきものなのでしょうか？

もし、当院のオペ室での感染性廃棄物の管理が問題とすれば、採血室や検査室で出る感染性廃棄物管理についても、オーバーナイトでの感染性廃棄物は、定まった感染性廃棄物保管場所に保管しなくてはならないのでしょうか？ご回答の程、お願いいたします。

#### A - 25

夜間等の感染性廃棄物の管理について

質問者は、「夜間などに感染性廃棄物をオペ室や準備室に放置することは望ましくない」と病院機能評価項目の解説集の記載されている。が、貴施設で行なっている感染性廃棄物の取り扱いが、この解説集の文言に照らし合わせて妥当か否かとの質問であると解釈し回答したいと思います。

1. 「感染性廃棄物が安全に分別処理されている」についての解説文に対応するためには、
  - 1) 翌日の作業開始まで、施錠してある部屋に一時保管する。
  - 2) 感染性医療廃棄物の容器は密閉してある。
  - 3) これらの感染性廃棄物容器の搬出時間帯および経路などを明記する。
  - 4) 施錠者の室内安全点検記録を残しておくなどを記載した手術・麻酔部門での感染性医療廃棄物・管理処理マニュアルを策定し、遵守記録表を作ることが、必要と思います。
2. “夜間などに感染性廃棄物がオペ室や準備室に「存在」することは望ましくない”と書いてあるわけではないと思いますので、「放置」でなければ、存在したとしても問題無いのではと考えます。上記のマニュアルに「時以降に終了した手術に関しては、感染性廃棄物等を翌朝まで手術室内のオペ準備室に、所定の密閉容器に保管し…」と明記しておけば、「放置」ではないことを証明できると思いますが、いかがですか。放置するなというのは、ゴキブリやネズミ対策というよりは、夜間に誰かが誤って触れて、感染するのはまずいという発想だと思えますが。
3. 上記のようなマニュアルなどでは病院機能評価の審査に耐えられないのではないかと心配からの質問だとしますと、以下のような解決案も思いつきますが如何でしょうか。

解決策・案1、

日本病院機能評価機構に直接疑義・問い合わせをする(現在は、Ver 5.0になっており、解説集の対比確認していません)。

解決策・案2、

サーベヤーの方に、放置ではなく、管理保管をしていると現状を報告し理解を得るよう努力する。管理一時保管をしていることを実証するためには、チェック表等が必要になることを申し添えます。